

一般財団法人札幌市交通事業振興公社競争入札に係る最低制限価格制度運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「公社」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により委託業務の提供を受ける請負契約（以下「委託業務契約」という。）を締結しようとする場合において、最低制限価格制度を適用することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程（以下「契約規程」という。）第8条に基づき、あらかじめ、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。
- (2) 直接人件費 予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (3) 直接物品費 予定価格算出の基礎となった直接物品費をいう。
- (4) 業務管理費 予定価格算出の基礎となった業務管理費をいう。
- (5) 一般管理費等 予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

(最低制限価格制度の対象委託業務契約)

第3条 最低制限価格制度の対象となる委託業務契約は、競争入札に付する次に掲げるものとする。

- (1) 清掃業務
- (2) 警備業務
- (3) 建物のボイラー等設備運転・監視等業務（業務従事者が常駐して行うものに限る。）

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 前条に掲げる業務の最低制限価格は、当該業務の予定価格入札書比較価格に、次に掲げる額の合計額を業務価格で除して得た割合（小数点第3位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて得た額とする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該委託業務契約の業務価格で除して得た割合が10分の9を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9を乗じたものとし、10分の7に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じたものとする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額 ただし、現に適用されている最低賃金により算出された額以上とする。
- (2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額

- (3) 業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額。ただし、業務管理費の額から法定福利費を別枠計上した場合、当該別枠計上額に10分の9を乗じて得た額とする。
 - (4) 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額
 - (5) 前各号以外の経費にあつては、当該経費の額に10分の7を乗じて得た額。ただし、国土交通省の「建築保全業務積算基準」に定めのない経費として、総務課長が別に定めるものについては、その額に10分の8を乗じて得た額とする。
- 2 契約締結専決権者は、第1項の規定により算定した割合について、小数点第3位に任意の数を加え、これに乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。
 - 3 契約締結専決権者は、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる。
 - 4 契約締結専決権者は、前3項の規定に基づき最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を入札書比較価格で除して得た割合を、分母が100である分数として予定価格調書に記載するものとする。
 - 5 第4条の2の規定は、第1項より最低制限価格を算出する場合に準用する。

(入札の執行)

- 第5条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、契約規程第8条の規定により当該入札をした者を、落札者とししない旨を告げるものとする。
- 2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - 3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。